

業務委託契約約款（発注者支援）新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第43条第1項 省略</p> <p>2 第27条第2項（第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による委託料の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から委託料の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該委託料の全部又は一部の額に年3パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>第44条第1項から第50条 省略</p>	<p>第1条から第43条第1項 省略</p> <p>2 第27条第2項（第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による委託料の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から委託料の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該委託料の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>第44条第1項から第50条 省略</p>